

建築基準法関連告示（昇降機の昇降路内に設けることができる配管設備の構造方法を定める告示案等）の改正案に寄せられたご意見の要旨と国土交通省の考え方

寄せられたご意見の趣旨	国土交通省の考え方
○光ファイバー及び光ファイバーケーブルについて「難燃材料で造り、又は覆うこと」を求めているが、これらの材料を難燃材料に限定することは、過度な規制であると思われ、現実的でない。	ご意見を踏まえ、告示案を修正いたしました。
○光ファイバーケーブル内にはテンションメンバと呼ばれる強度が強く、伸びが少ない金属性材料（電気導体）を組み込んでおり、光ファイバーの張力負荷をなくし、光ファイバーを高張力条件で使用することを可能にしており、電気導体を組み込んだ光ファイバーケーブルを一律に禁止すべきではない。	光ファイバーケーブルの構造上必要な支持線やテンションメンバ等の金属類については電気導体とはみなさないこととしています。
○光ファイバーや光ファイバーケーブルを通線するためのパイプケーブルの敷設も認めるべき。	ご意見を踏まえ、告示案を修正いたしました。
○管理に関して 2 年以上の実務の経験を有する者であっても、建築の知識のない管理者は点検の資格者としてはふさわしくないと考えるが如何。	2年以上の実務の経験を有する者であれば、ある程度の建築の知識を有しているものと考えております。なお、御指摘のとおり、十分な建築の知識を有する者が点検することが望ましいので、制度導入に伴う当面の間の措置としているところです。